

平成30年度小・中学校教育課程研究協議会

音楽（中）



福島県教育委員会

音楽科の目標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。
- (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情を育むとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。

音楽科改訂の趣旨①

(1) 音楽科の成果と課題

- 音楽科、芸術科(音楽)においては、音楽のよさや楽しさを感じるとともに、思いや意図を持って表現したり味わって聴いたりする力を育成すること、音楽と生活との関わりに関心を持って、生涯にわたり音楽文化に親しむ態度を育むこと等に重点を置いて、その充実を図ってきたところである。
- 感性を働かせ、他者と協働しながら音楽表現を生み出したり、音楽を聴いてそのよさや価値等を考えたりしていくこと、我が国や郷土の伝統音楽に親しみ、よさを一層味わえるようにしていくこと、生活や社会における音や音楽の働き、音楽文化についての関心や理解を深めていくことについては、更なる充実が求められる。

音楽科改訂の趣旨②

(2) 改訂の基本方針

- 感性を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりすることができるよう、内容の改善を図る。
- 音や音楽と自分との関わりを築いていけるよう、生活や社会の中の音や音の働き、音楽文化についての理解を深める学習の充実を図る。

改訂の要点①

(1) 目標の改善

① 教科の目標の改善

- 音楽科で育成を目指す資質・能力を「生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力」と規定し、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」について示した。また、資質・能力の育成に当たっては、生徒が「音楽的な見方・考え方」を働かせて学習活動に取り組めるようにする必要があることを示した。このことによって、生徒が教科としての音楽を学ぶ意味を一層明確にした。

改訂の要点②

- 音楽的な見方・考え方を働かせるとは、生徒が自ら音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、捉えたことと、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けて考えることである。

改訂の要点③

(2) 内容構成の改善

「A表現」、「B鑑賞」の二つの領域及び〔共通事項〕で構成し、従前、「A表現」（「歌唱」、「器楽」、「創作」の三分野）、「B鑑賞」において、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」に係る内容を一体的に示していた各事項を、「A表現」では「知識」、「技能」、「思考力、判断力、表現力等」に、「B鑑賞」では「知識」、「思考力、判断力、表現力等」に分けて示した。これによって、指導すべき内容が一層明確になるようにした。

改訂の要点④

(3) 学習内容の改善・充実

① 「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化

「知識」に関する指導内容について、「曲想と音楽の構造との関わり」を理解することなどの具体的な内容を、歌唱、器楽、創作、鑑賞の領域や分野ごとに事項として示した。

「A表現」の「技能」に関する指導内容について、具体的な内容を、歌唱、器楽、創作の分野ごとに事項として示した。そのことによって、音楽科における技能は、「思考力、判断力、表現力等」の育成と関わらせて習得すべき内容であることを明確にした。

改訂の要点⑤

② 鑑賞の指導内容の充実

- 「B鑑賞」に、「生活や社会における音楽の意味や役割」、「音楽表現の共通性や固有性」について考えることを事項として示した。

③ [共通事項]の指導内容の改善

- 従前の[共通事項]の趣旨を踏まえつつ、事項アを「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、事項イを「知識」に関する資質・能力として示した。

改訂の要点⑥

④ 言語活動の充実

- 他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや価値等を考えたりしていく学習の充実を図る観点から、「音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫すること」を、「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっての配慮事項として示した。

⑤ 歌唱教材及び器楽教材の選択の観点の改善

- 歌唱及び器楽の教材を選択する際の配慮事項として「生活や社会において音楽が果たしている役割が感じ取れるもの」を新たに示した。

改訂の要点⑦

⑥ 我が国や郷土の伝統音楽に関わる指導の充実

- 歌唱や器楽の指導において、我が国の伝統的な歌唱や和楽器を扱う際の配慮事項として、「生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること」を新たに示した。

主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント①

(1) 題材などの内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切にした学習の充実を図ること。

主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント②

(2) 音楽科の指導に当たっては、(1)「知識及び技能」が習得されること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を涵養することが偏りなく実現されるよう、題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント③

(3) 今回の改訂では教科の目標において、音楽の学習が、音楽活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせて行われることを示している。また、第2の「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕の各事項では、音楽的な見方・考え方を働かせた学習にすることを前提として、その内容を示している。

指導に当たっては、生徒が音楽的な見方・考え方を働かせることができるような場面設定や発問など、効果的な手立てを講じる必要がある。

移行期間における教育課程の特例及び留意点

平成30年度～32年度までの第1学年から第3学年までの音楽の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第5節の規定に関わらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第2章第5節の規定によることができる。

特に注視したい点①

- (1) 今回の改訂では、音楽科において育成を目指す資質・能力を一層明確にすることを踏まえ、第2の各学年の内容を、ア「思考力、判断力、表現力等」、イ「知識」、ウ「技能」に分けて示しているため、一つの事項で題材を構想することはできない。どの題材においても、「A表現」では「思考力、判断力、表現力等」、「知識」、「技能」に関する各事項を、「B鑑賞」では「思考力、判断力、表現力等」、「知識」に関する各事項を相互に関連付けながら題材を構想する必要がある。

特に注視したい点②

(2) 指導計画の作成と内容の取扱いにおける「2 内容の取扱いと指導上の配慮事項 2(1) イ」では、「民謡、長唄などの我が国の伝統的な歌唱のうち、生徒や学校、地域の実態等を考慮して、伝統的な声や歌い方の特徴を感じ取れるもの」と書かれている。これらを取り扱う際は、その表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫する必要がある。